

# マンション屋上に携帯基地局設置

## 全住民の同意必要

札幌地裁判決

携帯電話の電波中継

基地局の設置をめぐ

り、ソフトバンクモバ

イル(東京)が、札幌

市南区のマンションの

管理組合に設置工事を

妨害しないよう求めた

訴訟の判決が三十日、

札幌地裁であった。中

山幾次郎裁判長は、設

置契約自体が無効だと

して請求を棄却した。

判決理由で、中山裁

判長は「建物の市場価

格が下がる可能性があ

るなど、基地局設置が

マンション住民に与え

る影響は小さくない」

とした上で、「設置は管

理組合が多数決で決め

られる問題ではなく、

住民全員の同意が必

要と判示。携帯電話会

社に対して厳しい条件

を課す判決となった。

判決によると、ソフ

トバンク側は二〇〇五

年十一月、このマンシ

ョンの屋上に十年間基

地局を設置する契約を

管理組合と締結。この

際、管理組合は臨時総

会を開き、住民七十七

人中五十九人の賛成多

数で設置を認める可決

をした。

着工後、マンション

住民が「事前にソフト

バンク側が電磁波の身

体への危険性を説明し、立てたため、工事は中  
なかつた」などと申し断っていた。

# 基地局周辺で「健康被害」

## 住民苦情 トラブール200件

### 第3世代携帯電話

動画のやり取りも可能な第3世代携帯電話(3G)の基地局急増に伴い、住民と携帯電話会社間のトラブールが全国で少なくとも200件以上起きていることが、市民団体「電磁波問題市民研究会」(事務局・千葉県船橋市)の調べで分かった。基地局から放射される3Gのマイクロ波(電磁波の一種)は人体への影響がより強いとの研究報告があり、住民が健康被害を訴えるケースも出ている。このため国に設置規制などを求めようと、京都弁護士会は今月中にも、日本弁護士連合会に要望書を提出する。

(2面に解説、31面に関連記事)

### 京都弁護士会 設置規制要望へ

#### 自然界にない電磁波

元京都大講師で「電磁波環境研究所」(京都府宇治市)所長の荻野晃也さんの話 国際ガイドライ

ンの基準は、短時間の影響のみ考慮して決められた。特に3Gのマイクロ波は自然界にまったくない種類の電磁波で危険性が高い可能地や学校、病院周辺からは距離を取ることの法規制が必要だ。

総務省移動通信課によると、基地局は全国に8万5792局(昨年12月現在)ある。設置に国の規制はなく、盛岡市など一部自治体が条例などで規制しているが、無秩序に増え続けている。同研究会によると、トラブールは全国42都道府県

に広がっており、3Gが普及し始めた02年ごろから急増。熊本市では住民が基地局の撤去を求め、携帯電話会社を提訴。東京都練馬区では、マンション屋上への設置を巡り、住民が約8600人の署名と陳情書を区議会に提出した。着工時にはもみ合いになる騒ぎになった。

基地局のマイクロ波について、同省は「環境健康基準値内で人体への問題はなし」としている。しかし、長期被ばくの十分な研究データがない。ことば 携帯電話基地局 携帯電話から出るマイクロ波を受信、中継する役割を果たし、数kmの範囲をカバー。携帯電話端末と定期的に交信するため、基地局自身もマイクロ波を発信している。郊外や住宅地

では高さ30~50mの電波鉄塔型、都市部ではマンション、ビル屋上に設置される型が多い。放射される周波数は、第1、第2世代が0.8MHz帯と1.5MHz帯だったのに対し、3Gは2.0MHz帯と、より強力になった。

設置場所規制や住民への説明会を義務付けるなどの措置を国に提言するよう求める要望書を日本弁護士連合会に提出する。同プロジェクト座長の山崎浩一弁護士は「安全性の検証が追いついていない現段階では、設置場所については慎重な姿勢を取るべきだ」と話している。【千葉修平】



